

白河市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例

1 改正理由

児童福祉法等の一部を改正する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正により、文言の整理が必要となったため、令和８年９月市議会定例会にて議案を提案するものです。

また、令和８年１２月２５日に施行される学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に基づき、児童対象性暴力の防止に関する規定を追加するため、同じく令和８年９月市議会定例会にて議案を提案するものです。

2 改正内容①

改正後	改正前
目次	目次
第3章 <u>満3歳未満等</u> 小規模保育事業	第3章 _____小規模保育事業
第1節 <u>満3歳未満等</u> 小規模保育事業の区分（第27条）	第1節 _____小規模保育事業の区分（第27条）
第2節 <u>満3歳未満等</u> 小規模保育事業A型（第28条—第30条）	第2節 _____小規模保育事業A型（第28条—第30条）
第3節 <u>満3歳未満等</u> 小規模保育事業B型（第31条・第32条）	第3節 _____小規模保育事業B型（第31条・第32条）
第4節 <u>満3歳未満等</u> 小規模保育事業C型（第33条—第36条）	第4節 _____小規模保育事業C型（第33条—第36条）
（最低基準の目的）	（最低基準の目的）
第2条 この条例に定める基準（次条及び第4条において「最低基準」という。）は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定により保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合 <u>若しくは同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合</u> にあつては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	第2条 この条例に定める基準（次条及び第4条において「最低基準」という。）は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定により保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合_____にあつては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。
（保育所等との連携）	（保育所等との連携）
第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに	第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに

改正後	改正前
第17条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育を適正かつ確実に行之、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育を継続的に提供するため、次に掲げる事項(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。))を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。)にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項)に係る連携及び協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。))により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2～6 (略) 7 前項(同項第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。))又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略) (内部の規程) 第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員(満3歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満3歳以上の幼児の利用定員) (7)～(11) (略) 第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型(満3歳以上限定	第17条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育を適正かつ確実に行之、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育を継続的に提供するため、次に掲げる事項_____ _____ _____ _____に係る連携及び協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等_____ _____により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2～6 (略) 7 前項(同項第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。))_____ _____であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略) (内部の規程) 第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員_____ _____ (7)～(11) (略) 第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型_____

改正後	改正前
<u>小規模保育事業を除く。)</u>及び小規模保育事業C型<u>(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)</u>とする。 (職員) 第29条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号<u>又は第3号</u>の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師<u>(以下「看護師等」という。)</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)</u>又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。))を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、<u>当該小規模保育事業所A型の保育士(附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)</u>による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 <u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)</u>による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 (職員) 第31条 (略) 2 (略)	及び小規模保育事業C型_____とする。 (職員) 第29条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号_____の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師_____を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 (新設) (新設) (職員) 第31条 (略) 2 (略)

改正後	改正前
3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> (利用定員) 第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項<u>第1号</u>の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。 (職員) 第44条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤	3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 (新設) (新設) (利用定員) 第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項_____の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。 (職員) 第44条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 (新設) (新設) (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤

改正後	改正前
4 家庭的保育事業者等（<u>満3歳以上限定小規模保育事業者及び</u>特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 5～9 （略） 10 前2項の規定を適用するときは、保育士（ _____第29条第3項<u>若しくは第4項</u>若しくは第44条第3項<u>若しくは第4項</u>又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、<u>前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数</u>の3分の2以上、置かなければならない。	4 家庭的保育事業者等（ _____特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 5～9 （略） 10 前2項の規定を適用するときは、保育士（<u>法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、</u>第29条第3項 _____若しくは第44条第3項 _____又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、<u>保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。)</u>の3分の2以上、置かなければならない。

改正内容②

改正後	改正前
<u>(児童対象性暴力等の防止)</u>	(新設)
<u>第 1 3 条 家庭的保育事業者等は、法第 3 4 条</u>	<u>第 1 3 条 削除</u>
<u>の 1 6 第 4 項において準用する法第 2 1 条の</u>	
<u>5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性</u>	
<u>暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事</u>	
<u>業者による児童対象性暴力等の防止等のため</u>	
<u>の措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9</u>	
<u>号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力</u>	
<u>等をいう。以下この条において同じ。）を防</u>	
<u>止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合</u>	
<u>に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等</u>	
<u>対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に</u>	
<u>従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖</u>	
<u>性のある環境の下で当該利用乳幼児に接する</u>	
<u>ものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第</u>	
<u>4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をい</u>	
<u>う。）その他の必要な措置を講じなければな</u>	
<u>らない。</u>	